

フジシールグループ
倫理綱領

目 次

制定目的	2
適用範囲	2
F S G 倫理規範	3
1. 法令、社内規則・方針の遵守および誠実で倫理的な事業活動	3
2. ステークホルダーとの関係	3
3. 多様性の理解	3
4. 業務遂行の原則	3
F S G 行動規範	4
1. 人権の尊重	4
1.1 雇用における機会均等	4
1.2 強制労働、児童労働の禁止	4
1.3 健全な雇用・労働	4
1.4 職場環境	4
1.5 人事制度	4
2. 誠実で公正な事業活動	4
2.1 製品・サービスの安全	4
2.2 環境保全	5
2.3 公正競争	5
2.4 企業情報開示	5
2.5 広報	5
2.6 公正な調達	6
2.7 贈答・接待	6
2.8 地域社会との関係	6
2.9 反社会的行為	6
3. 情報・資産の管理及び記録保持	6
3.1 個人情報	6
3.2 知的財産	7
3.3 機密情報	7
3.4 インサイダー取引	7
3.5 会社資産	8
3.6 記録及び報告	8

制定目的

フジシールグループ（以下F S G）は『包んで価値を、日々新たな心で創造します』を経営理念に掲げ、企業努力を続けております。この「F S G 倫理綱領」は、F S G が社会の信頼を得るためにF S G の取締役、執行役、役員及び従業員（以下F S G 役員・社員）の一人ひとりが企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を「倫理規範」として定め、倫理規範を誠実に実践するための行動基準を「行動規範」として制定したものです。

F S G は、自らこの「F S G 倫理綱領」を遵守することを宣言するとともに、全てのF S G 役員・社員に対してこの行動規範を理解し、遵守することを要請します。

適用範囲

この「F S G 倫理綱領」は、①株式会社フジシールインターナショナル（以下F S I）、②F S I が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、及び③その他F S I の取締役会がこの行動規範を適用範囲に含めると決定した会社の取締役、執行役、役員及び従業員に適用します。

「F S G 倫理規範」

1. 法令、社内規則・制度の遵守および誠実で倫理的な事業活動

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことがF S Gの基本方針です。全てのF S G役員・社員は、自らの業務に関連する全ての法令、規則及び社内規則・制度を遵守する必要があります。また、自らの業務に適用される法令、規則及び社内規則・制度の要請を確認し、理解することは、F S G役員・社員の責任です。

2. ステークホルダーとの関係

健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求することが、F S Gの企業としての社会に対する責任の基本です。F S Gは、その事業活動が、直接・間接を問わず、様々な形で社会に影響を与えており、そのため健全な事業活動を営むためには、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会などF S Gのステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があると認識しています。F S G役員・社員は、このことを踏まえ、F S Gの事業を遂行するよう努力します。

3. 多様性の理解

F S Gは、グローバルに事業活動を行っています。ある文化や地域において社会的かつ職務上に許容される行為が、他の文化や地域においては、異なった受け止め方をされることがあります。F S G役員・社員は、この点を認識し、文化的、地域的な差異を十分に理解して業務を遂行します。

4. 業務遂行の原則

ビジネス判断の際には、F S G役員・社員は、十分な情報に基づき、誠実に、かつF S Gにとって最善の選択であると確信を得た上で行います。F S G役員・社員は、また、その判断が少なくとも次の各条件を満たしているかを確認します。

- (ア) 合法かつ正当であること（適用法令及び社内規則・制度に適合していること）
- (イ) 利害関係がないこと（個人的な利害や自己取引が存在しないこと）
- (ウ) 権限があること（会社から与えられた権限の範囲内の決定であること）
- (エ) 相当な注意を払っていること（可能な限り関連する事実に通達するべく合理的な努力を行った上で、十分な情報に基づいて行った判断であること）
- (オ) 誠実に検討したこと（会社にとって最善の選択との合理的確信があること）
- (カ) 裁量権を濫用していないこと（合理的な裁量の行使に基づいた判断であること）

「F S G 行動規範」

1. 人権の尊重

1.1 雇用における機会均等

F S G は、求人、雇用、研修、昇進などの応募者または従業員の取り扱いについて、人種、宗教、国籍、年齢、性別、障害等に基づく差別をすることはありません。

1.2 強制労働、児童労働の禁止

F S G は、いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労をさせることはありません。また F S G は、児童を就労させることもありません。ここで「児童」とは、15 歳未満（該当地域で認められている場合には 14 歳未満）の者、あるいは該当地域の法令で規定される就労可能年齢がこれより高い場合は、その年齢未満の者を言います。

1.3 健全な雇用・労働

F S G は、雇用・労働の健全性を確保し、事業活動を行う各国・地域の適用法令に常に準拠して従業員を取り扱います。

1.4 職場環境

F S G は、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するように努めます。F S G 役員・社員は、職場において、性的な発言あるいは誘い・行為、人種または宗教に関する冗談あるいは中傷、その他敵対的な職場環境をもたらすような発言や行為を行ってはなりません。また、職場における安全の確保は、F S G にとって重要な事項であり、F S G 役員・社員は、健康及び安全に関する適用法令、社内規則・制度を遵守します。

1.5 人事制度

F S G は、人格や個性を尊重しつつ、個々の能力を十二分に発揮できる人事制度や労働条件の維持向上に努めます。また成果・業績主義に基づく客観的で公正な評価を行うとともに、専門性と創造性に富む人材を育成します。

2. 誠実で公正な事業活動

2.1 商品・サービスの安全

F S Gの商品及びサービスを利用する顧客の安全は、F S Gにとって最重要事項の一つです。F S Gは、開発・企画・デザイン・生産・販売・アフターサービス等、事業活動のどの段階においても、商品とサービスの安全性を保つため、法令の定める基準を満たす、またはそれを上回るための手立てを継続的に追求し、実施していきます。顧客への安全に関する説明や情報提供は、迅速かつ正確に行います。F S Gの商品やサービスに関して、事故や安全に関する問題が報告された場合は、F S Gは、速やかに事実調査を行い、適切な処置を施します。

2.2 環境保全

F S Gは、F S Gの商品、サービス、そして事業活動が環境に与える負荷の軽減を絶えず追求していきます。かかる環境保全に関して、F S Gは法令に定める基準を満たす、またはそれを上回るための手立てを検討し、適宜実施することに努めます。また、プロジェクトや事業を検討する際には、環境への影響を重要な判断基準の一つとして考慮します。

2.3 公正競争

F S Gは、事業活動を行う各国・地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守します。これらの法令や規則は、第三者との間で販売価格の維持、市場分割、供給制限等、市場原理を阻害または破壊する合意や約束を行うことを禁止しています。いくつかの国や地域では、その領域外でなされた行為についても、それが領域内の市場に影響を及ぼす場合には、当該国または地域の独占の禁止あるいは公正競争に関する法令を域外適用しています。全てのF S G役員・社員は、自らの業務に関するこれらの法令、規則を確認し、遵守します。提示を受けた行為や契約の合法性について疑いを持った場合には、速やかに法務部門に相談してください。

2.4 企業情報開示

ホールディングカンパニーであるF S Iは、公開企業であり、その株式は日本の証券取引市場に上場されています。従ってF S Gは、証券関連諸法・規則に従い、様々な情報を開示する義務を有しています。F S Gは情報開示に関する全ての法令・規則を遵守していきます。F S Gは、適時に、適法な、また十分な内容の、公正で、正確な、そして理解しやすい情報開示を行います。東京証券取引所、管轄機関への提出や届出、あるいはF S Gとして行うその他の情報開示に携わるF S G役員・社員は、かかる情報開示を、十分な内容で、公正、正確、適時かつ理解しやすく行う必要があります。かかる情報開示の過程において情報を提供するF S G役員・社員も自己の提供する情報について同様の責任があります。

2.5 広報

F S Gは、広く一般的な広報活動は行わないこととしております。必要な場合のみ、具体的にターゲットを限定して行います。これはF S Gのビジネスがお客様のラベルをつくっていること、顧客への配慮及び競合他社への機密漏洩を防ぐ為です。そのためF S Gでは、広報のガイドラインを定めており、F S G役員・社員は広報のガイドラインを遵守する責任があります。

2.6 公正な調達

F S Gは、物品やサービスの取引先、製造協力先を、品質、納期、価格、その他客観的な基準に基づいて選定します。F S Gは、調達に関する決定を、F S G及びF S Gの顧客のビジネス上の利益に基づいて行います。これは、購買に直接従事するF S G役員・社員だけではなく、購買プロセスに関与する全てのF S G役員・社員は遵守します。

F S Gは、取引先、製造協力先が、関連法令の遵守、人権尊重、環境保全及び商品・サービスの安全に関するF S Gの行動規範に賛同することを期待します。

2.7 贈答、接待

F S Gは、F S Gの商品とサービスそれ自体の優位性に基づいて市場での競争を行います。贈収賄は多くの国においても違法であり、刑事罰の対象となります。法令において禁止されていない国においても、F S Gは、ビジネスを獲得または継続するため、もしくはその他の何らかのビジネス上の有利な取り扱いを受けるために、顧客、取引先、また官公庁に対して金銭の供与を行うことを、固く禁止しております。さらに、F S Gのビジネス判断に影響を及ぼすことを意図した、もしくは及ぼすおそれのある金銭、物品、あるいは接待を受けることも禁止しております。

上記に加え、F S G役員・社員は、それぞれの地域の法令、規則を遵守すると同時に、各社で定める物品、接待、その他の利益の授受に関する社内規則・制度を遵守します。

2.8 地域社会との関係

F S Gは、地域社会との連帯と協調を図り、良好な関係を維持することにより、地域社会の一員としての責任を果たすものとします。地域社会の習慣、文化等を尊重した事業活動を行うと共に、地域社会の活動に可能な範囲で参加・協力します。

2.9 反社会的行為

F S Gは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、断固たる態度で拒絶し、一切の関係を持つことはありません。

3. 情報・資産の管理及び記録保持

3.1 個人情報

F S Gは、顧客、取引先、F S G役員・社員の個人のプライバシーを尊重します。F S Gでは、個人情報保護に関する方針とルールを定めており、F S G役員・社員は個人情報の収集、保管、使用、開示、廃棄その他の取り扱いに際しては、関連する法令及び社内規則・制度を遵守します。

3.2 知的財産

F S Gは、特許、意匠、商標、営業秘密、著作権などの知的財産権を尊重します。

① F S Gの知的財産権：F S Gは、自社の知的財産権の保護を通じて、研究開発活動を強く奨励していきます。

② 他者の知的財産権：F S G自身の権利を積極的に保護することに加え、他者の権利を尊重します。F S G役員・社員は、故意に第三者の知的財産権を不正に使用したり侵害することはありません。

③ F S G役員・社員の行った発明や創作の所有権：F S G役員・社員の行った全ての発明や創作は、関連法令、規則において認められている範囲で、全てF S Gに帰属します。F S G役員・社員は、かかる発明や創作に関するF S Gの権利を保全するため会社の指示に従うものとします。

3.3 機密情報

情報は会社の大切な資産です。F S Gは、顧客、取引先から預かった情報はもちろんのこと、自らの機密情報の安全も確保します。一般的に「機密情報」とは、一般に開示されていない情報や、それによって競合他社より優位に立つことができる情報、またはその情報が時期尚早あるいは不適切に開示されると損害の生じるおそれのある情報をさします。例としては、発明、創作、ノウハウ、営業秘密、財務情報、企業戦略、営業計画、顧客・取引先との関係に関する情報が含まれます。会社の承諾がない限り、機密情報を開示、流布することは禁止されています。また、F S G役員・社員はこれらの情報をF S Gの業務においてのみ使用するものとします。

3.4 インサイダー取引

「重要な未公開情報」を知りながら株式や証券の取引を行うことは、多くの国で違法とされ、民事及び刑事制裁の対象とされています。「重要な未公開情報」とは、合理的な投資家の株式、証券取引の判断に影響を与え得るあらゆる未公開情報をいいます。全ての「重要な未公開情報」を漏れなく列挙することは不可能ですが、例えば、利益や配当計画などの財務状況、他社との提携関係、出資引き揚げ、買収、新商品、研究開発の進展、その他のあらゆる重要な事業活動がこれに該当します。F S Gは、F S G役員・社員による、株式、証券の取引に関する社内規則・制度

を定めています。F S G 役員・社員は、これらの社内規則・制度を熟知し、遵守する必要があります。これらのインサイダー取引に関する社内規則・制度で明示的に認められていない限り、F S G 役員・社員は、F S G に関する重要な未公開情報を知りながら、F S G の株式、転換社債、新株引受権付社債、その他の証券の取引を行わないものとします。また、重要な未公開情報を開示することにより他者（例えば、家族、友人、顧客、他の F S G 役員・社員）がかかる取引を行うことを誘発することも禁止されています。

3.5 会社資産

F S G の資産は、使用権限を付与した F S G 役員・社員（もしくは当該 F S G 役員・社員が指定した者）によって、正当な業務目的にのみ使用されるべきものです。F S G 役員・社員は F S G の資産を損失、損害、誤用、盗難、破壊から保全する責任を負っています。これらの資産には、有形資産のほかに、ブランド、商標、ノウハウ、機密情報、情報システム等の無形資産も含まれます。F S G の資産を利用して個人的な利益を追求することは禁止されています。F S G は、関連法令で許容される範囲で、F S G 役員・社員による F S G 資産の使用状況を監視、閲覧する権限を有しています。これには、電子メール、P C、その他のネットワーク端末に保存されているデータ、ファイルの監視・閲覧も含まれます。

3.6 記録及び報告

会計帳簿や財務関係記録を始めとする全ての記録及び報告は、正確で、疎漏がなく、誠実にそして適時に作成され、また事実を適切に表現したものである必要があります。F S G 役員・社員は、不正確な記録の原因となる行為をしたり、誤解を与えるもしくは虚偽の記録を作成してはなりません。このことは、財務や経理を担当する F S G 役員・社員だけではなく、全ての F S G 役員・社員がそれぞれの担当業務に関して遵守すべきものです。

2005 年 4 月 1 日

株式会社フジシールインターナショナル